

1 理念・目的

1. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

本学は、大学設置以来、1964(昭和 39)年に発足した学校法人桐蔭学園の建学の精神を大学の理念として教育研究を行ってきた。その理念とは、「社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ」「学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ」「道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ」「国を愛し、民族を愛する国民たれ」である。

そもそもこの理念は高等学校を母体とした学園の建学の精神であり、大学としての理念を定めたものではなかった。2005(平成 17)年の認証評価の際に提出した自己点検・評価報告書では、この建学の精神を基調とし、高等教育機関としての大学の使命を真摯に捉えなおし、それを実現するための具体的な本学の目標を、「個の充実」「実務家養成」「開かれた大学」「国際交流」として確認した。

認証評価を経たその後、日本における大学改革の経緯に基づき、本学においても大学の理念を明確化することが課題になった。大学運営会議、大学評議会、各教授会等大学運営の基本的な会議体において全学的議論を経た結果、2009(平成 21)年 4 月に大学の目的として「建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、さらに、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的および応用力をもった有為な人材を育成することを目的とする。」と学則に規定された。

なお、前述の四つの具体的な大学の目標については、現在においても教育研究の指針としている。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 1 条 P1701

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 1 条 P4101

<2>法学部

1)理念・目的の明確化について

2004(平成 16)年の法科大学院開設により、全国の法学部は、その理念・目的および教育目標の変更を迫られることになった。学部開設以来ずっと「実務家養成」を理念に掲げてきた本学部もまた、この理念をそのまま維持することは不可能となり、理念・目的の変更を余儀なくされた。本学部では「幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成」を人材育成の新たな理念に設定し、「法学専門教育から法学基礎教育へ」、「経済、国際関係、歴史、文化、哲学、数学、文学、芸術、情報、科学などの広範囲に及ぶ深い知識と理解」、「外国語」の三点を再構築の柱に据えた。

ただし、法学教育の根幹がリーガルマインドの養成であることについては、依然として変わりはない。法的な判断は、個々具体的な状況を構成する生きた人間に係わる判断であり、人間性と法をめぐる深い洞察(=リーガルマインド)に基礎づけられるべき判断であるから、リーガルマインドの養成は、単に法学専門教育の教育目標をなすだけでなく、同時

にグローバル化が進む現代に広く必要とされる問題解決能力の育成にも有益である。

このような見地から、2009(平成 21)年に本学部の理念・目的を学則に明確に規定した。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 4 条の 2 第 1 項 P1702

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部の理念・目的については、法科大学院との関係からそのあり方について未だ不分明なところがあるが、本学の現状からみて、棲み分けの一つのあり方として、幅広い教養を基礎とした思考力の育成やコミュニケーション能力の育成を新たな人材育成の理念に加えて法学部の学士課程の構築を試みているものである。

3)個性化への対応について

本学部では、「対話」を重視した少人数教育、基礎から習得する英語、充実した体験型授業を学びの特色として掲げている。なお、グローバル化に備えた国際的な法律家の養成という極めて高い目標を掲げ、バイリーガル・コース(外国の法曹資格の取得をめざすコース)を設けている。特にこのコースでは、アメリカの法曹資格取得を目標としてアメリカ法の入門を学ぶことができるようにする授業科目を配するほか、アメリカのロースクールの教授による集中授業を設け、学習インセンティブ・モチベーションを高めるように配慮している。バイリーガルとは、本学独自の造語である。

この他、「ピアツツァM」と呼ぶ自主的な本学部学生の社会人基礎能力を育む場を設けたり、「法学部ゼミナール連合会(イン・ゼミ)」による法律討論会を開催するなど、学生の自主的な取組みを支援している。

<3>医用工学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は生命医工学科と臨床工学科の 2 学科からなり、「医学」と「工学」を融合したメディカル新時代を担う新しいタイプの学部であり、工学技術に軸足を置いた医療人を育成することを目的とする。

生命医工学科は、2009(平成 21)年度に生命・環境システム工学科より改組された学科であり、生物工学の技術に基づき、医用材料の開発および再生工学技術の発展に寄与し、医学、医療の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。特に多様化する臨床検査の分野において、高度にシステム化された検査機器を適切に運用し、工学的思考に基づく科学的分析能力に優れた臨床検査技師を育成するためのカリキュラムも設置している。

臨床工学科は、高度医療に対応できる臨床工学技士を育成するとともに、最先端の医療技術を工学的見地から研究、開発することを目的とする。本学科は前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出し、医用工学を臨床領域へ展開している。また、医療器具などの開発研究を通して、現代医療の質の向上に貢献し得る人材教育を行うことにより、医療技術の発展に寄与している。

学部ならびに学科の理念・目的を学則に規定している。

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第 4 条の 2 第 2 項 P1702

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

工学部から引き継いだ教員に加えて医療技術者を育成するための専門的有資格者を教員として採用している。また、実験設備等においても工学部の実験室を改修し、新しい設備

を導入することにより教育の充実を図っている。

実績については、前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出している。以上により、理念・目的の実現は可能であるといえる。

3)個性化への対応について

本学部における学士課程人材育成の目標は、臨床現場で働く医用工学者に求められる健全な人間性、チームプロジェクトで活躍できる協調性・社会性、自律的にキャリアパスを開拓できる積極性および国際的なコミュニケーション能力である。本学部では、臨床検査技師および臨床工学技士国家資格の取得を奨励しているが、この課題は本学の学士課程人材育成の結果として達成されるものである。毎年開催される桐蔭医用工学国際シンポジウムにおける学生の英語によるプレゼンテーションも同様である。このような人材育成の目標に従って、本学部では、学生募集(A0 募集)における選考基準として、学生の協調性・社会性を重視する独自のアドミッションポリシーを実施している。

<4>工学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は、工学に関する幅広い知識と専門的能力を身に付けた人材の育成をめざすとともに、哲学、心理学、語学など他の学問分野にも通じ、世の中の幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目的に設置された。

電子情報工学科は、従来の電子・情報技術に加え、ユビキタス・コンピューティングや電子商取引などの電子通信技術を基にした新しい概念によって創出される情報通信サービス産業を支える自立した研究者・技術者を養成することを目的とする。

ロボット工学科は、実際のものに触れたり作ったりすることから始め、技術に強く興味を持ち、もの作りへの意欲があり、工学の知識を応用する能力を備えた人材を養成することを目的とする。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部 P129, PP162-163

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部卒業生の多くは、電気系、情報系、機械系の技術者として就職しており、現代の日本を支える情報通信技術や制御技術の技術者に対する社会のニーズを考えれば、本学部の理念・目的は適切である。また、スペシャリストの養成にも力を尽くし、京浜工業地帯を中心とした企業への人材の輩出を図っている。教員・設備・研究費については、潤沢とは言えないが目的の実現には特に問題はない。

3)個性化への対応について

本学部では、ますます増大する技術のグローバル化の中で、幅広い機械、電子、情報通信技術に対応すべく、関連するさまざまな専門科目を開講してきており、それらを各自の目的に沿って比較的自由に選択することができるようになっている。また、それに加えて本学部の特長でもある小人数教育を活用し、一人ひとりに対応した教育指導を行っている。さらに、本学部ではじめて「インディ・カフェ」というスペースでは、授業の質問・補習から大学院受験支援まで、訪れた学生一人ひとりのニーズに合わせて個別対応を行っている。

<5>スポーツ健康政策学部

1)理念・目的の明確化について

本学部は、2008(平成 20)年 4 月にスポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科の 3 学科をもって開設された学部である。設置申請に際し、その主旨は、スポーツ健康政策に関する専門性を高めるとともに、社会・経済的な状況を含む時代的要請と、地域からの要請に応えることであると、具体的には次のように記した。

社会・経済的な状況を含む時代的要請について

文化スポーツの持つ理想の姿とは、言語の異なる民族間においても交流を可能とし、平和を象徴するというものである。しかしながら、オリンピック競技大会やサッカーのワールドカップに代表されるように、現代のチャンピオンシップ・スポーツは各国間や地域間の代理戦争の様相を呈し、国家的な規模で行われているドーピングの問題なども含め、健全な社会に貢献しているとは判断しがたい状況にある。つまり、一部のチャンピオンシップ・スポーツのみを用いて世界の友好と平和を保つことには多大な困難が伴うといわねばなるまい。このような時代に求められるスポーツの役割は、チャンピオンシップ・スポーツのみならず、世界中に存在する民族の歴史や伝統、文化などを理解したうえで土着の民族スポーツをも含めた広い概念の文化やスポーツを振興することであり、それらを通して異文化を深層から理解することであると考える。したがって、文化スポーツを専門的に学ぶ本学部は、文化スポーツを社会的、経済的、政治的、文化的、歴史的な側面からも捉えるための専門的な教育研究体制を整備し、文化スポーツを通じて深層にあるさまざまな実情を知り、それらを理解する必要があると考えた。そしてこのことが、ひいては世界の友好と平和に繋がるものであると考える。また、国内に目を向けると、少子高齢化の急激な進展という現実問題に直面しているが、こうした問題解決に対しても文化スポーツは多大な貢献を果たすものであると考える。

地域からの要請について

神奈川県は 2004(平成 16)年 3 月に「かながわ文化芸術振興指針」を策定し、2007(平成 19)年 2 月には「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」が開催されるなど、文化振興への取り組みが活発な自治体である。また、2004(平成 16)年 12 月には神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定し、「スポーツのあるまち・くらしづくり」を基本理念として、県民一人ひとりがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指している。このように、本学の所在する神奈川県は文化およびスポーツの振興に強い期待を有している地域であるといえる。本学部は、従来の体育・スポーツ系の学部とは異なり、スポーツも文化の 1 つとする文化スポーツを柱とする学部であり、豊富な専門的知識やアイデアを持った質の高いスポーツ指導者を養成することによって、こうした地域からの要請に応えることが可能であると考えた。

このような状況を踏まえると、今後の我が国の文化スポーツ領域において求められる人材とは、国際化時代に対応できることはもちろんのこと、政府および地方自治体における文化スポーツ・健康の政策立案ができる者をはじめ、スポーツ・健康スポーツの指導が行える教員(中高保健体育、小学校)や、トレーナー、インストラクター、医療機器およびスポーツ関連機器の操作および開発など、多方面から健康増進にかかわることができる技術・能力を有する者であり、国際交流の推進団体(NPO、NGO)の運営者であると判断する。したがって、本

学部では、我が国の教育界およびスポーツ界のみならず、それらの関連業界すべての健全な発展を推進することのできる人材養成という理念を掲げ、その理念を具現化するために高度な文化スポーツに関連する専門的な教育を施し、現代社会が抱える諸問題を広い概念のスポーツを通して解決することをめざすことで、社会的責務を果たす指導者の養成を行うことを目的とした。

なお、専門教育科目を担当する教員として、医師免許を有する教員、理学療法士の資格を有する教員、小学校教諭の経験を有する教員をはじめ、「文化スポーツ」の振興を図るため、文化人類学、国際政治学、社会学を専攻する教員など、本学部の理念・目的、教育目標を実現するために、他の体育・スポーツ系学部には類を見ない専任教員を配置している。

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

本学部の理念・目的を設定するに際し、具体的には文化スポーツに関連する事象を大きく次の5つの領域で捉えることとした。つまり、現代社会に対応した教師としての資質を高めるための事項、スポーツ現場で迅速かつ柔軟に対応することができるトレーナー、インストラクターとしての資質を高めるための事項、スポーツ用器具および身体装具や医療機器の操作や開発の知識に長けた技術者としての資質を高めるための事項、政府や地方自治体において健康や文化スポーツ分野での政策立案者としての資質を高めるための事項、世界を視野に入れ文化スポーツを通じて異文化交流を図る資質を高めるための事項であり、これらについて教育研究を行うものである。

こうした主旨を踏まえ、本学部の理念・目的および各学科の教育研究上の目的を学則に次のように示した。「スポーツ健康政策学部は、我が国のスポーツ、文化そして教育のみならず、関連するすべてについて健全な発展を推進するという理念を掲げ、現代社会が抱える諸問題を広い概念の文化スポーツを通して解決することができる人材の養成を目的とする。スポーツ教育学科は、複雑化する現代社会の要請にこたえることができ、かつ、正確で柔軟な指導法を身につけた教育職員や、さらには生涯学習時代におけるスポーツの指導者等の人材を養成することを目的とする。スポーツテクノロジー学科は、スポーツを支える指導者や、スポーツエンジニアの育成を目指し、スポーツ科学および工学、そして関連する領域の専門的な知識とともに、科学的・総合的な見識と技能等を持つ人材を養成することを目的とする。スポーツ健康政策学科は、文化やスポーツさらには健康にかかわる政策立案に必要な柔軟な発想と、豊富な知識を持った人材や、スポーツや文化芸能などを使いこなすことができ、次世代の文化スポーツ交流の担い手となる人材を養成することを目的とする。」

学則に示すように、本学部の理念・目的は文化スポーツを通して実現されるものであり、このことによって他の体育・スポーツ系学部との個別化が図られていると考えている。

《資料20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則第4条の2第3項 PP1702-1731

3)個性化への対応について

文化スポーツという用語は、体育・スポーツ系学部としては本学部が初めて使用する用語であることから、特に受験生、あるいは社会に対しては大学案内等を通じておよそ次のように解説している。

これまでスポーツは、勝ち負けを争う競技や健康増進のためのものと考えられてきたが、「マッスルミュージカル」や「YOSAKOIソーラン祭り」が文化でありスポーツでもあるよう

に、スポーツをもっと大きな「世界につながる扉」ととらえて欲しいこと。つまり、スポーツやさまざまな身体運動は、私たちのあらゆる感覚を刺激し、新しい表現やコミュニケーションを生み出し、そこから、福祉や教育、街づくりや国際関係など、現代社会が抱える諸問題を解決する糸口が生まれてくる可能性があること。したがって、本学部が養成する人材は、アスリートや保健体育教員にとどまらない。たとえば、スポーツ行政に取り組む公務員、アスリートから高齢者・障害者まで活用できるスポーツ用品やトレーニング機器の技術開発者、身体を動かして豊かな心を育むことのできる小学校教員や中学校・高等学校の保健体育教員、スポーツを通して国際交流を促進できるスポーツトレーナーなど、実にさまざまな可能性を有していること。そして、スポーツ経験者には、自分を表現する「積極性」とチームプレーで身につく「他人を理解する力」という立派なベースがあることから、それらを活かしつつ、4年間で「想像する力」「コミュニケーションする力」「つらくてもがんばる力」を身につけ、これからの社会を有意義に変えることのできるような人材となって欲しいことである。

<6>法学研究科

1) 理念・目的の明確化について

本研究科修士課程の理念・目的については、「法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成するもの」として、この旨を大学院学則に規定している。この理念・目的をより具体化するために以下のような教育研究の方向性を明らかにしている。

修士課程は、法律学専攻のみを設置し、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野の4つの研究分野から学び、さらに高度な法律知識を身につけるために博士後期課程に進学する途、日本司法支援センター（法テラス）や法律事務所等法知識を必要とする機関に就職する途、企業や財団などの内部で、法律知識を生かすポストにつく途、などの方向をめざす人材を養成するものとする。

本研究科博士後期課程の理念・目的については、大学院学則に規定し、より具体化するために、修士課程における法学研究教育を基礎とし、かつ、それに接続して日本の将来の法律学および法実務のより高度な発展を支えることができる研究者および高度の専門的職業人、特に比較法的方法を体得し、外国法や国際関係法に精通し、高度の専門的法学実務に従事する資質を備えた人材を養成するものとする。

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 3 条の 2 第 1 項 P4102

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第 4 条の 2 第 1 項 P4102

2) 実績や資源からみた理念・目的の適切性について

各分野の担当教員の数も質も充実しており、留学生サポート（英語による指導のできる）を担当できる教職員も用意されている。

3) 個性化への対応について

経済法を学ぶ中国からの留学生、国際政治を学ぶウィグル、モンゴル、ネパールなどの留学生、司法の比較研究を目的とした中国の弁護士、韓国からの現役の警察幹部や検察事務官、そして税理士や司法書士などの社会人学生がその専門分野をより深めるための研究など、多様な学生の研究目的に対応している。

<7>工学研究科

1)理念・目的の明確化について

本研究科は、修士課程として医用工学専攻と情報・機械工学専攻の二専攻を設け、これら二専攻の修士課程の教育を学位(博士)の授与につなげるための博士後期課程として医用工学専攻を設置して一本化している。人材発掘とともに人材育成では、独自の視点で問題解決、判断処理する能力を持ち国際的に活躍できる専門家の養成を目指しているが、社会が求める学生の姿は刻々と変貌している。しかし、本研究科では、一時の流行に流されることなく、本学の提示した具体的な4つの理念を柱として大学院における人材育成を進めている。

このような見地から、2009(平成21)年に本研究科修士課程および博士後期課程の理念・目的を大学院学則に明確に規定した。

《資料21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第3条の2第2項 P4102

《資料21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則第4条の2第2項 P4102

2)実績や資源からみた理念・目的の適切性について

1998(平成10)年度から2007(平成19)年度に実施した文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業や学術フロンティア推進事業等において整備された先端機器を用いた研究実績は高く評価されている。ハイテク・リサーチ・センター整備事業では、「癌および遺伝的難病に対する低侵襲かつ迅速な診断・治療技術とそのための新素材の研究開発」をテーマにして3つのプロジェクトを立ち上げて、学術論文104報、総説・解説11報、図書9冊、学会発表440件、特許11件の成果を上げている。また、世界的なレベルでのロボット技術、例えば、小型ロボットのための3次元計測可能なCompact Stereo Vision(超小型ステレオビジョン)やロボット制御の新展開をめざすInteger Inverse Kinematics(整数逆運動学)も高い評価を受けている。これらの研究成果・実績を基にした専門領域の技術・知識をさらに極める本研究科の理念・目的は適切である。

《資料100》平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサーチ・センター整備事業)研究成果報告書(1/2)

《資料101》平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサーチ・センター整備事業)研究成果報告書(2/2)

3)個性化への対応について

中央教育審議会の「大学院における高度専門職業人養成について(答申)2002.8.5」において提唱されている個性化の対応に関しては、本研究科の場合は医用工学分野という特殊な分野の複合領域に特化した高度専門職業人養成を指向していると言える。すなわち、基礎分野においては、自己免疫疾患・リウマチなどの難病、生活習慣病、不妊などの原因遺伝子の追及や生活改善のための天然資源の探索、応用分野においては癌や嚔下に対する診断法、診断機器の開発や車いすや医療補助具の改善・開発、医療現場や災害地などで機能を発揮するロボットの開発など特殊な分野の研究に大学院生は従事し、社会で貢献できるように育成されている。

また、本研究科の全ての学生は、本学で開催される桐蔭医用工学国際シンポジウムにおいて研究成果を英語で口頭あるいはポスター発表することが義務付けられている。また、

博士後期課程の場合には、この国際シンポジウムにおいて発表した内容を英文で本学の研究紀要である『桐蔭論叢』に発表している。

《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

1)構成員に対する周知方法と有効性

教員に対しては教授会、研究科委員会、学科会議および全体会議において理念・目的の明確化についての議論を行い、周知が図られている。学生に対してはオリエンテーションにおけるガイダンス、加えて履修要項を配布し周知されている。この他に、本学の特色である少人数教育が全学年を通じて実践されており、これを体現するゼミナール等により、理念と目的は教員および学生に浸透している。

2)社会への公表方法

社会に対しては、大学ホームページ、『大学案内パンフレット』およびオープンキャンパス等を通じて、学びの特色を端的に分かりやすいかたちでアピールしている。現在のところ、いずれも有効に機能しており問題はないと考えている。

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

学部・研究科においては、その理念や目的の適切性を定期的に検証する仕組みは、現状ではない。しかし、絶えず変化する社会的要請に対して迅速に対応すべく、学部・研究科に関する内容については教授会・研究科委員会および各学部等に置かれている各種の委員会において議論している。大学に関する内容は、大学運営会議および大学評議会に諮り、検討している。このように、学部・研究科の個別的な検証の仕組みと大学横断型の検証を行い、適宜改善策を検討し実施している。

2. 点検・評価

<1>大学全体

効果が上がっている事項(優れている事項)

各学部、各研究科それぞれの目的に応じた個性化への対応策を着実に実践している。

改善すべき事項

大学の理念・目的は、学則に明文化されたが、これをもって事足りるとするものではなく、大学全体に共有され、組織的な取組みの原点に位置付けられなければならない。この

意味で本学における理念・目的の明確化は未だ不十分な面もあり、引き続き明確化への努力を行わなければならない。

<2>法学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

法科大学院設置後の法学教育のあり方について学部全体での検討を踏まえ、法学専門基礎教育を中核としつつ、幅広い教養を基礎としたコミュニケーション能力の育成をはじめ、社会人としての一般的な学力を身に付けさせる方向に教育実践を行っている。

改善すべき事項

法学専門基礎の修得目標(達成)をどこに置くべきかさらに検討する。特に法科大学院が設置されたことにより、今までの法学部における教育研究指導の基本を見直すことになった。このため、本学部では、法学専門教育から法学基礎教育へ、および一般教養科目の充実という展開を教育方針に掲げた。この方針が真の法学部教育として相応しいか否かについて検証する必要があると考える。

<3>医用工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

学科改組したことにより、本学部は医療系ライセンスに特化した学部になり、卒業後のビジョンが明確化されたため、志願者および入学者に目的意識が高く、入学定員の充足に加えて授業の質や学生の成績がよい方向に向かっている。

改善すべき事項

本学部の歴史はまだ浅いものの、卒業生の進路については就職先からの評価も得ている。しかし、一般社会からの認知度は決して高くはなく、ターゲットとする医用工学を学びたいと考える高校生や高等学校からはいまだ十分な認知を得ていない点である。

<4>工学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部はこれまで多くの優秀な技術者を輩出し、日本の産業に貢献をしてきた。たとえば、鉄道、情報通信などの日本を代表する企業へも多く就職し、重要な役割を果たしている。

改善すべき事項

情報通信・ロボット技術等の電子・情報・機械技術は日本社会の発展にとって必要不可欠であることは言うまでもないが、さらにこれからは、持続可能なエネルギー利用や地球環境を考えることができる技術者が必要になるが、それを支える理系の若者が育っていない。そこで本学部では、いわゆる文系志望だが実は理系に向けた人材を発掘し、さらに「ゆとり教育」世代に対応した新しい教育内容を備えた環境分野を含む新しい教育課程を整え、学生募集を行った。しかしながら、学生募集には十分な成果があらなかった。

<5>スポーツ健康政策学部

効果が上がっている事項(優れている事項)

本学部は2008(平成20)年4月の開設以来、3年間継続して定員を上回る入学者を確保できていることから、文化スポーツをキーワードとした本学部の理念・目的、教育目標は社会的に認知されているものと考えている。こうした本学部の理念・目的を記した出版物である『ivonca(イヴォンカ)』や『カラダ哲学』を発行して全国の高等学校等の関連機関に郵送し、好評価を得ている。

《資料103》ivonca(イヴォンカ)

《資料104》カラダ哲学

改善すべき事項

現在のところ、理念・目的、教育目標について改善すべき点は見当たらないが、毎年、点検・評価を行い、2011(平成23)年度の完成年度を待ってその適切性を検討したいと考えている。

<6>法学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

修士課程で学んだことを生かした就職をする者が次第に増えている。母国に帰り、弁護士、裁判官、研究職に就く留学生や、司法支援センターの職員としてあるいはJRの開発部門で企画を担当する者もいる。

博士後期課程については、やや時間をかけて研究ポストにつける人材を育てており、最近では常勤の教育研究職に就いている者も現れ始めた。

実務家の社会人がその専門分野(不動産法や消費者法)をさらに究めんとして修士および博士の学位取得を目指している。なお、本学の学術雑誌である『桐蔭論叢』に研究論文を掲載する者も少なくない。

改善すべき事項

法科大学院と法学研究科の二つの法学に関する研究科を設けていることもあり、法学研究科の研究の方向性と法科大学院の目的との違いをどのように区別し、また、いかなる重なり方があるかを検討する。さらに、入学志願者の確保が十分ではないので、その方策について検討しなければならない。

<7>工学研究科

効果が上がっている事項(優れている事項)

「国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を育成する」ことが目的であり、本研究科医用工学専攻の教育と研究の成果は、特に修士課程の論文発表の充実において見ることができる。研究分野はいずれも臨床応用を目標とした医用計測についての材料工学とソフトウェア開発、遺伝統計学、分子生物学、ドラッグデリバリーシステム等、広範に及んでいる。

実質的な成果としては、修士課程学生は権威ある国内外の学会で発表することに意欲的であり、修了までに筆頭発表者として複数の発表経験を持つのが通例である。近年、日本学生支援機構による奨学金の返還免除制度が実施されるようになったことを契機として、修士課程における研究発表件数を点数化して客観評価することとなった。このことは、修士課程学生の研究発表へのインセンティブを与えている。特に英語による口頭発表に対し

て高い評価を与えているので、本学が主催する国際シンポジウムで口頭発表を行う学生が増加している。奨学金返還免除制度の適用を申請する医用工学専攻の奨学生は例年採択されていることも特筆される。また、博士後期課程については、これまでに優秀な研究者、技術者を輩出し、社会に貢献している。特に、社会人の博士後期課程修了者は、各企業や大学に修得した技術、知識を生かして活躍している。

改善すべき事項

修士課程の研究成果を客観評価することが活発な研究発表を促したことは積極的に評価される一方、発表件数の確保に走り、研究内容の質に顧慮しない傾向をもたらしかねないことが懸念される。英語によるコミュニケーション能力の開発に対するインセンティブを高めることにおいては一定の成果を見ることができたが、大学院入学者の基礎的な英語能力はむしろ低下している。英語に限らず、大学院入学者の基礎学力が低下傾向であることは、教員の共通認識であり、クラスワークを通じた基礎学力の確保が課題となっている。

博士後期課程においては今後も内部進学率の下方に停滞している。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

個性の充実、知的・道徳的応用力を持った人材の育成という大学の目標を充実させるために全学、各学部および各研究科における自己点検評価委員会において、今後は毎年大学の理念・目的の見直しが必要か否か討議を行う。この検討を行うための機関として、学長を最高責任者とする特別大学改革委員会(仮称)を発足して実施する。メンバーには学長の他に各学部長や若手の教員および事務部門において、検討チームを立ち上げる予定である。

<2>法学部

本学部設置 20 周年に向けた本学部事業計画の策定に取り組み、これを契機として本学部の教育力を向上させることである。試みとして 2011(平成 23)年度から「社会経営コース」を置き、地域社会に貢献できる人材の育成に取り組む。

<3>医用工学部

本学部の歴史はまだ浅く、一般社会からの認知度が低い。これを克服するためには、国家試験の合格者数を増やし、質の高い医療技術者を輩出し続けることにより、社会的な信用と知名度を上げていくことである。これには多大な時間を要するが、本学部教員が一丸となって教育指導の質をさらに高める努力を怠らないことである。具体的には、実験・実習を重視する教育プログラムをより一層実質化し、マルチメディアを通じた多量の情報(画像およびテキスト等)から診断に必要な情報を読み取らせ、手書きによるレポートを課題とするなど、人間的な認知能力と論理的叙述能力の開発に力を入れる。

さらに本学が育成している医療技術者の仕事の内容、社会的な位置づけ、魅力等を中等教育機関へ周知を図っていきたい。具体的には、自治体や地域のコミュニティが実施する、大学理科系分野への啓発活動(かながわ発・中高生のためのサイエンスフェア、大学進学フ

エスタ in Yokohama など)に積極的に参加し、地域の中高等教育機関における課外活動、キャリアパス教育への参加を通じて、医用工学分野の進歩と医療技術者の重要性について啓蒙し、本学部の人材養成の目的についての周知を図っていく。

<4>工学部

本学部は、2009(平成 21)年 3 月 27 日の桐蔭学園理事会において、募集停止が決定された。なお、在学生の教育については不利益を与えないよう万全を尽くす。

<5>スポーツ健康政策学部

完成年度を迎える 2011(平成 23)年度には、学生の就職状況も把握できるようになるので、それらも一つの指標とし、本学部の理念・目的、教育目標の実現の程度を評価、分析したいと考えている。

<6>法学研究科

効率的に成果を達成できるタイプの入学者はあまり期待できないが、たとえば、留学生に対する日本語文献の読解についてじっくりとした指導が実り、比較法的な視野から分析する視点を身につけつつある。この充実した状態をより広く社会に知らせて、入学者のレベルを上げる。

また、実務家養成を法科大学院に委ねたことにより、研究科においては法学研究者の育成をより明確にする。今後は、有能な法学研究者を誕生させるために基礎法学を深く掘り下げ、きわめていく研究を指導していく。

入学志願者の拡大方策については、学内に加えて対外的広報活動を展開することである。

<7>工学研究科

博士後期課程進学者の確保については、内部進学も引き続き努力をするが、停滞傾向に鑑み、外部から進学者を獲得することに努める。内部の進学については、本研究科は教員一人あたりの学生数が少ない少人数教育を標榜しており、その学生指導を継続することで進学に結びつける。外部から進学については近隣地域企業から社会人入学者の獲得をめざし、企業の連絡会、工業会に連絡をとり様々な催しに参加する。また、留学生を確保するために入学案内やパンフレットを充実させる。

4. 根拠資料

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

《資料 20》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学学則

《資料 21》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学院学則

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 99》大学案内パンフレット 2011 年度版

《資料 100》平成 15 年度～平成 19 年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサ

ーチ・センター整備事業)研究成果報告書(1/2)

《資料101》平成15年度～平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(ハイテク・リサ

ーチ・センター整備事業)研究成果報告書(2/2)

《資料102》桐蔭論叢第22号 平成22年6月

《資料103》ivonca(イヴォンカ)

《資料104》カラダ哲学